



「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの一部を改正する告示（案）」のデータ移転に関する意見

2023年10月13日

BSA | Software Alliance ¹(BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス、以下 BSA) および Global Data Alliance (グローバル・データ・アライアンス、以下 GDA) ²は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」（以下、ガイドライン改正案）における、データ移転に関する改正について、パブリックコメントの機会を得られたことに感謝し、個人情報保護委員会（以下、貴委員会）に以下の意見を提出します。³

今回の改正では、他の法域から移転された個人データを含む個人データに政府がアクセスする際の透明性と説明責任の向上を促進する上で、OECD「民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」⁴（「OECD TGA 宣言」）が、果たす役割について強調しています。我々はOECD TGA 宣言の強力な支持者として、本ガイドライン改正案を概ね支持します。

はじめに

BSA と GDA の会員企業は、今日の国境を越えた経済が顧客と国民の信頼に依存していることを認識し、テクノロジーやビジネスモデル全体にわたってデータを保護することに長年、深くコミットしています。我々は、越境データ移転を促進しながらも、個人データ保護とデータガバナンスの基準を強化する日本の取り組みを強く支持しています。

GDA の「越境データ政策インデックス」⁵に反映されている通り、国際的なデジタルネットワークを介してテクノロジーにアクセスし、データを安全に移転することを可能にすることは、経済的、また、その他の政府の政策目標の両方にとって非常に重要です。国境をまたぐ厳格な政策はプライバシー⁶を保護できないだけでなく、発展途上国⁷と中小企業⁸に打撃を与え、金融包摂⁹を妨げ、サイバーセキュリティ¹⁰を弱体化させ、イノベーション¹¹を遅らせ、そして様々な健康と安全¹²、環境¹³、その他の規制統制（汚職防止、マネーロンダリング防止、詐欺防止などを含む）¹⁴目標を損なわせます。データ移転はあらゆる分野¹⁵、バリューチェーンのあらゆる段階で¹⁶経済にとって極めて重要です。国連、世界貿易機関、世界銀行、他の開発銀行は、データのローカライゼーションの義務化やデータ移転の制限は、特に発展途上国にとって有害であると警告しています。BSA と GDA は、国境を越えたデータ移転を通じて、経済的機会、個人データ保護、および上記の政策目標を支援するという日本の取り組みを支持します。

提言

我々の今回の意見は、個人情報委員会規則¹⁷および関連するガイドラインに関し、以前提出した我々の意見¹⁸に基づいています。2023年度のガイドライン改正案では、データを他国に移転する際にはOECD TGA 宣言の原則も考慮することが推奨されています（下記）。

事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に該当するか否かを判断するに当たっては、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参照することが考えられる。¹⁹

ガイドライン改正案には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度」に関連する情報の例が含まれています。上記のOECD TGA 宣言への言及は、考慮に入れることができる新しい（3番目の）例です。この点につき、以下、我々の見解を記します。

第一に、我々は、ガイドライン改正案で提案されているOECD TGA 宣言への新たな言及を歓迎します。これは、政府が個人データへアクセスすることを国家安全保障と法執行の目的に限定する保護措置の重要な共通認識を示しています。BSA と GDA は、これらの共通原則を策定するOECDの取り組みを強く支援してきました。これは、今日のデジタル経済を推進する国際的なデータ移転のための、より安定した環境づくりに役立つと信じています。個人情報保護法に基づいて、企業がデータを移転することを可能にすることを促進するガイドラインにOECD TGA 宣言を組み込もうとする、貴委員会の取り組みを我々は支持しています。

第二に、ガイドライン改正を実現させるための長期的なアプローチの一環として、我々は、G7 参加国および DFFT の具体化のための国際枠組み（IAP : Institutional Arrangement for Partnership）の他の参加国に対し、それぞれの法制度がOECD TGA 宣言の各原則または要素にどのように対応しているかを示す文書を公表することを推奨しました。²⁰これらの経済圏が、そのような「マッピング」作業を行い、その結果を一般にアクセス可能なウェブサイトで公開することに同意すれば、この情報は（将来的には）貴委員会のウェブサイト上で相互参照することが可能となります。

第三に、OECD TGA 宣言はOECD 加盟国によって採択されていますが、他の国ではまだ採択されていないため、OECD 非加盟国がOECD TGA 宣言の基準を満たしていない、あるいはOECD 非加盟国にデータを移転すべきではないという根拠のない推測を避けることが重要です。実際、これらの移転は、他の保護措置を条件として、個人情報保護法の下では既に認められており、貴委員会のウェブサイトはこの趣旨の説明文を追加することは有用であると考えます。

最後に、外国における個人情報保護制度に関する情報は、貴委員会が貴委員会のウェブサイトで提供する情報に基づくべきであるという、2021年6月に我々が提出した意見を改めて述べさせていただきます。

結論

BSA と GDA は、ガイドライン改正案について意見する機会を得られたことに感謝しております。ガイドラインを継続的に改善していく際に、これらの推奨事項が役立つことを願っています。貴委員会がガイドラインを更新し、幅広い関係者に関与してもらうための措置を講じていることに感謝します。上記提言に関し、ご質問や、より詳細な議論をご希望であれば、ぜひお知らせください。

¹www.bsa.org を参照してください。

²www.globaldataalliance.org を参照してください。

³<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000259478> を参照してください。

⁴OECD 「民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」(2022年)(以下「OECD TGA 宣言」とする)は、以下で参照することができます：<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0487#:~:text=WE%20ACKNOWLEDGE%20that%20government%20access%20to%20personal%20data,vested%20with%20powers%20to%20lawfully%20access%20such%20data>

⁵<https://globaldataalliance.org/resource/cross-border-data-policy-index/>

⁶<https://globaldataalliance.org/issues/privacy/>

⁷<https://globaldataalliance.org/issues/economic-development/>

⁸<https://globaldataalliance.org/issues/small-businesses/>

⁹<https://globaldataalliance.org/sectors/finance/>

¹⁰<https://globaldataalliance.org/issues/cybersecurity/>

¹¹<https://globaldataalliance.org/issues/innovation/>

¹²<https://globaldataalliance.org/sectors/biopharmaceutical-rd/>; <https://globaldataalliance.org/sectors/medical-technology/>;
<https://globaldataalliance.org/sectors/healthcare/>

¹³<https://globaldataalliance.org/issues/environmental-sustainability/>

¹⁴<https://globaldataalliance.org/issues/regulatory-compliance/>

¹⁵<https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2021/07/GDAeverysector.pdf>

¹⁶<https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2021/07/infographicgda.pdf>

¹⁷例を参照してください。<https://www.globaldataalliance.org/downloads/en01252021gdacmtsapprules.pdf>

¹⁸例を参照してください。<https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2021/07/en06182021gdaamendappi.pdf>

¹⁹ガイドライン案の「外国にある第三者への提供編」5-2 提供すべき情報/(2)当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報－例3」を参照：<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000259478>

²⁰Global Data Alliance、信頼性のあるデータの自由な流通 (Data Free Flow with Trust) のパートナーシップの国際協定に関する意見(2023)、<https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2023/04/04212023gdacmtsg7dff.pdf>; 「信頼性のあるデータの自由な流通 (Data Free Flow with Trust) の相互運用のための制度的取り決め (Institutional Arrangement for Partnership) に関するグローバル産業界からの共同声明 (2023)」も参照してください:

<https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2023/04/04182023g7dffqliindustry.pdf>